

貸 借 対 照 表

平成25年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産		I 流動負債	
1 現 金 預 金	45,781,218	1 買 掛 金	15,293,783
2 受 取 手 形	1,300,250	2 未 払 金	1,956,896
3 完成工事未収入金	27,423,221	3 未 払 消 費 税 等	1,691,200
4 未 収 入 金	431,191	4 未 払 法 人 税 等	92,500
5 仕 掛 工 事	269,200	流動負債計	19,034,379
6 原 材 料	1,520,475	I 固定負債	
7 仮 払 金	1,105,682	1 退職給付引当金	5,000,000
8 貸 倒 引 当 金	△ 220,000	固定負債計	5,000,000
流動資産計	77,611,237	負債の部合計	24,034,379
II 固定資産		純 資 産 の 部	
(1) 有形固定資産		I 資 本 金	20,000,000
1 建 物	520,890	II 利 益 剰 余 金	
2 建 物 付 属 設 備	161,993	1 利 益 準 備 金	5,000,000
3 構 築 物	2	2 役員退職積立金	12,000,000
4 車 輦 運 搬 具	4	3 別 途 積 立 金	33,000,000
5 工 具 器 具 備 品	445,771	4 繰越利益剰余金	3,200,784
6 土 地	2,176,230	利益剰余金合計	53,200,784
(2) 無形固定資産		純資産の部合計	73,200,784
1 電 話 加 入 権	135,100		
(3) 投資その他の資産			
1 保 険 積 立 金	12,551,186		
2 差 入 保 証 金	54,121		
3 出 資 金	582,100		
4 投 資 有 価 証 券	2,996,529		
固定資産計	19,623,926		
資 産 の 部 合 計	97,235,163	負債及び純資産合計	97,235,163

個別注記表

1 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価方法

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価方法

仕掛工事…個別法による原価法 原材料…最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したもの…法人税法の規定による旧定率法
平成19年4月1日以降に取得したもの…法人税法の規定による定率法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、必要額を計上しています。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

- ① リース取引の処理方法は、リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
- ② 消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

2 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済み株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	300	-	-	300

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月16日 定時株主総会	普通株式	600,000円	2,000円	平成24年 3月31日	平成24年 6月17日
計		600,000円			

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成25年6月15日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- (ア) 配当金の総額 450,000円
- (イ) 1株当たり配当額 1,500円
- (ウ) 基準日 平成24年3月31日
- (エ) 効力発生日 平成25年6月16日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3 その他の注記

- ① 期末有形固定資産減価償却累計額 16,798,734 円

(会計方針の変更)

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、当事業年度から、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。